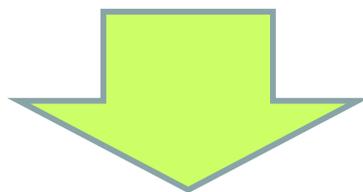


## 議題（２）

今年度の協議会におけるテーマ及び今後の取組について

## ○これまでの振り返り

- ・ 海事産業強化法の施行に伴う各法律の改正内容を周知。
- ・ 取引環境改善のためのガイドラインの作成・公表、荷主勧告・公表制度について紹介。



## ○これからの目標

- ・ 取引環境改善、生産性向上に向けた荷主、オペレーター、オーナーそれぞれの自主的な取組を促進。
- ・ 事業者間の取引や取組の見える化を促進。

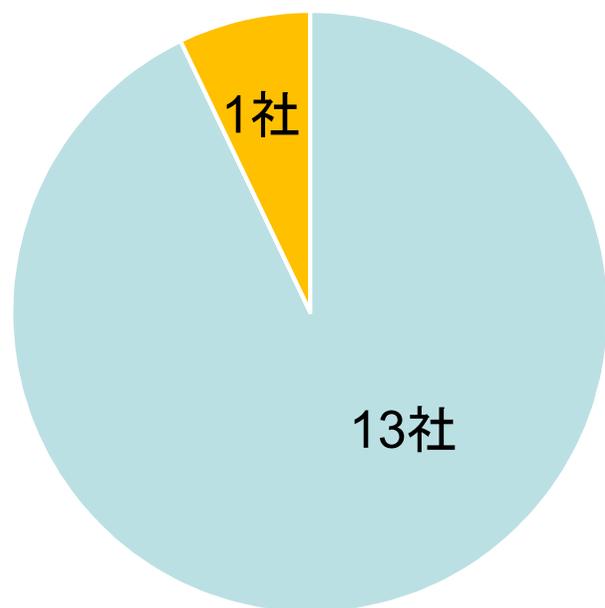
- 改正内航海運業法が施行されて四半期が経過したところ、現場の取引において、今般の法改正の趣旨が反映されているかどうか、**海事局として状況を把握**するため、本年7月～8月にかけて、内航海運組合総連合会を通じて、各事業者に対し「**内航海運業における取引環境に関する実態調査**」を実施。
- 各事業者の契約締結・更改の現状を把握**するとともに、今後新たに契約締結を行う内航海運業者に対しては、**更なる周知効果**を狙ったもの。
- 回答事業者（内航海運事業者全71社（重複あり））  
**鉄鋼14社、石油24社、ケミカル13社**  
セメント16社、紙パルプ7社、砂利・砂・石材10社、自動車・機械8社、コンテナシャーシ11社、農林水産品等4社、その他11社

## 【参考：実施アンケートの調査項目】

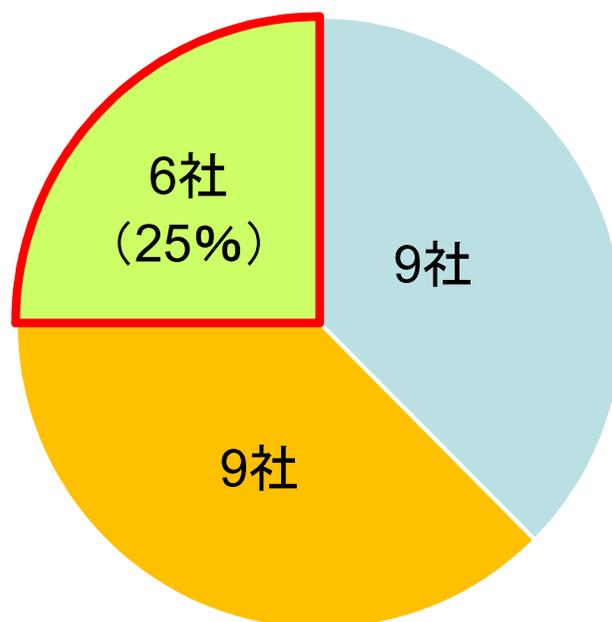
- ①回答事業者の基礎情報について
- ②契約に関する質問について(例：運賃・用船契約等の契約の書面化進捗状況等)
- ③契約内容に関する質問について(例：各種費用負担者の設定状況等)
- ④運賃・用船料に関する質問について  
(例：原価計算に基づく見積もり書等を用いた協議の実施状況等)
- ⑤オーナー・オペレーターそれぞれに対する質問について  
(例：法令遵守配慮義務や船員の過労防止措置に関する質問等)

【契約に関する質問1】運賃・用船契約を書面で交わしていますか。

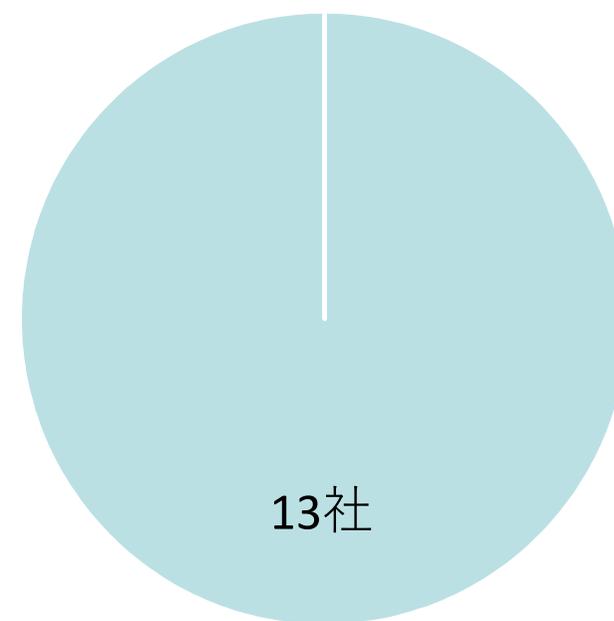
【鉄鋼】



【石油】



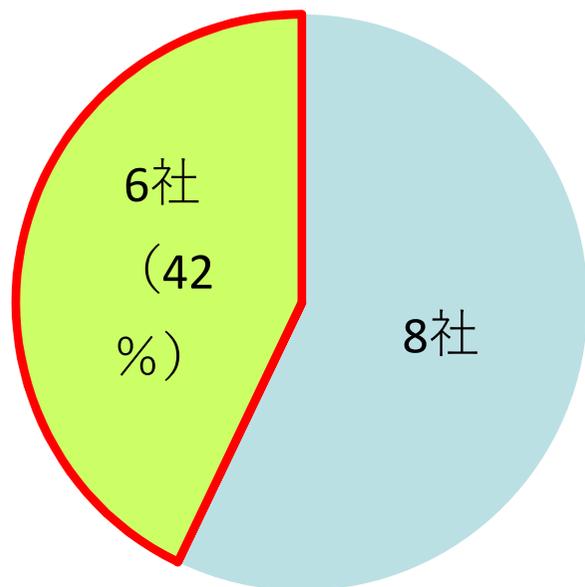
【ケミカル】



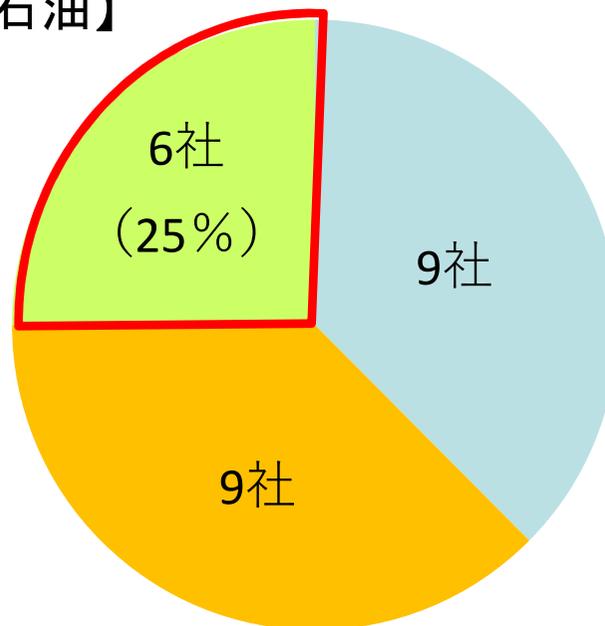
- ①法施行 (R4.4.1) 前から書面で契約している
- ②法施行後 (R4.4.1) 以降に今まで書面化されていなかった契約を新たに書面にて更改した
- ③今後の契約の更改時に、法施行を踏まえて書面にて契約する予定

【契約に関する質問2】法定記載事項について、法施行前より記載していますか。

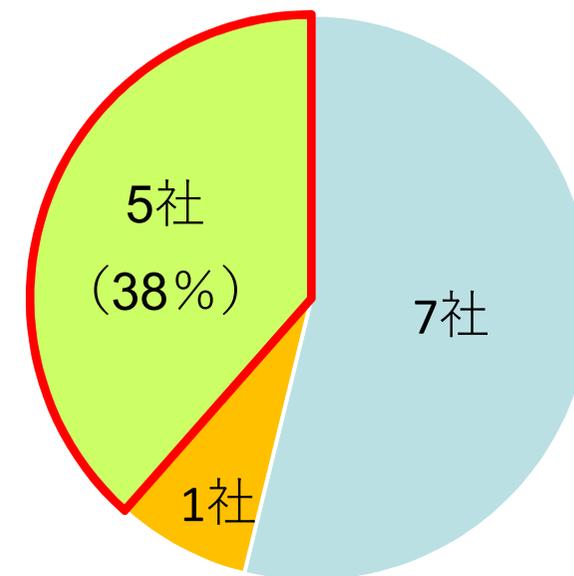
【鉄鋼】



【石油】



【ケミカル】

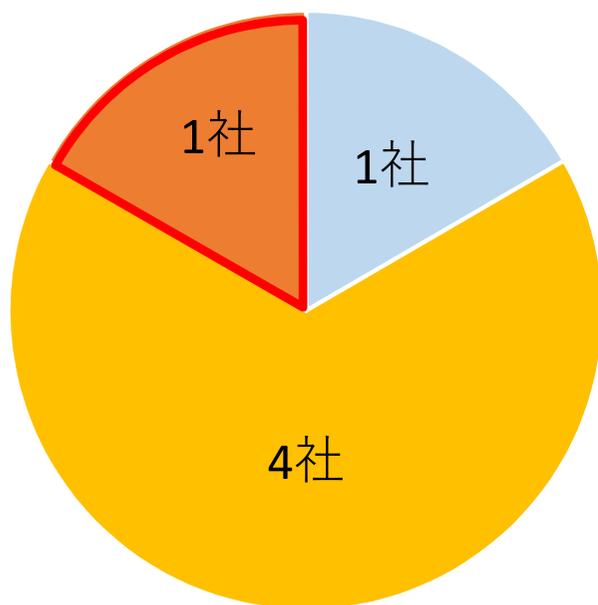


- ①法施行（R4.4.1）前から記載している
- ②法施行（R4.4.1）前は記載していなかったため、法施行後に契約事項の追加や修正を行った
- ③現在の契約書において記載していないため、今後新たに契約を締結又は更改する際に、法定記載事項を記載した契約を締結する予定

【契約に関する質問3】契約書を作成している場合、次回の更新時期を教えてください。

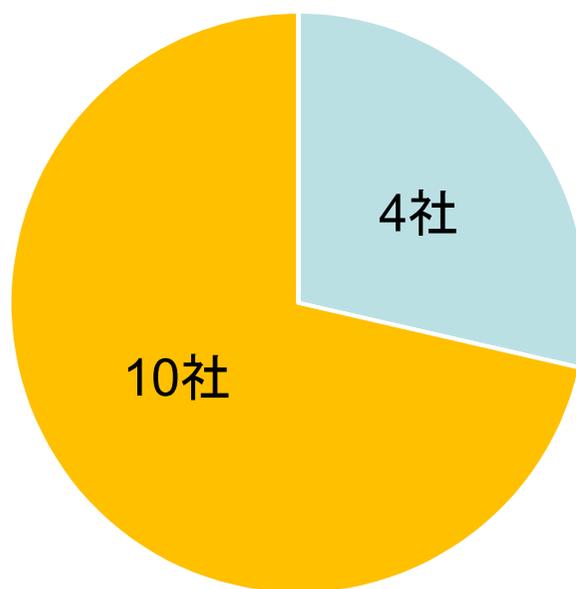
## 【鉄鋼】

(未回答 8 社)



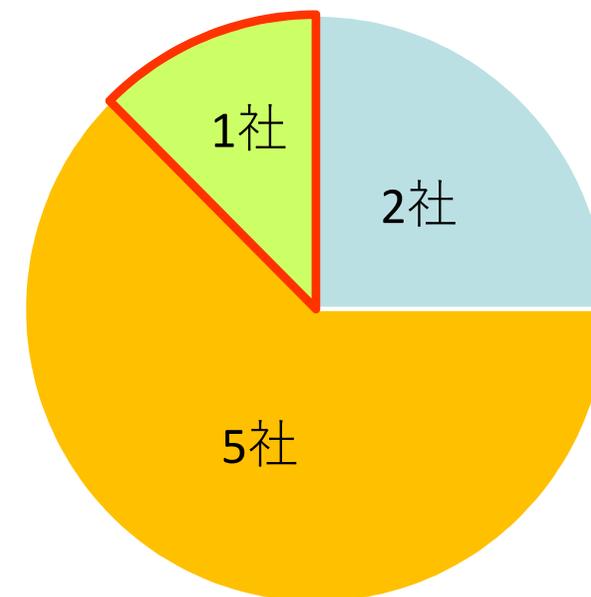
## 【石油】

(未回答 10 社)



## 【ケミカル】

(未回答 5 社)



■ 今年中

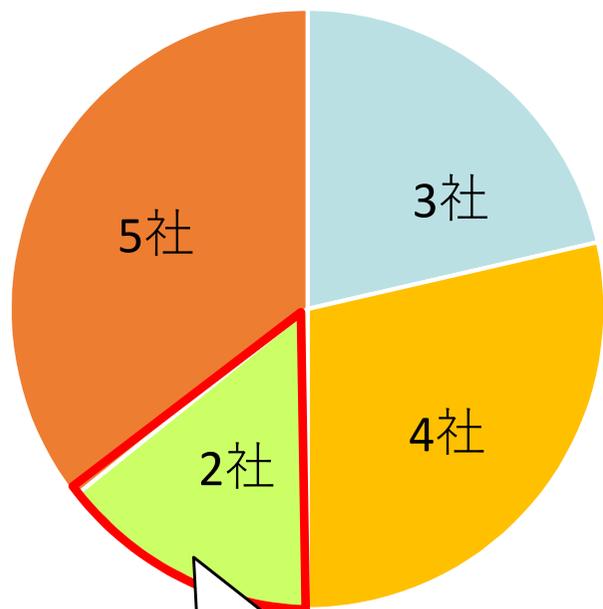
■ 1年以内

■ 5年以内

■ 6年以降

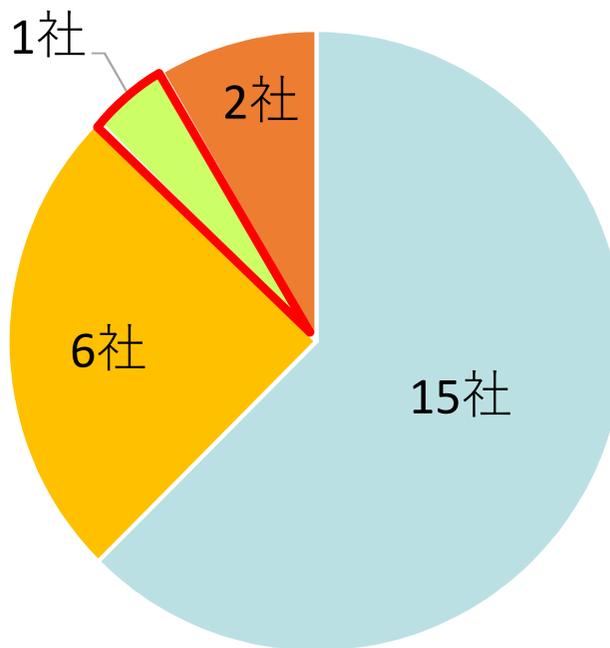
【契約に関する質問4】日本海運集会所の新様式を使用していますか。

【鉄鋼】

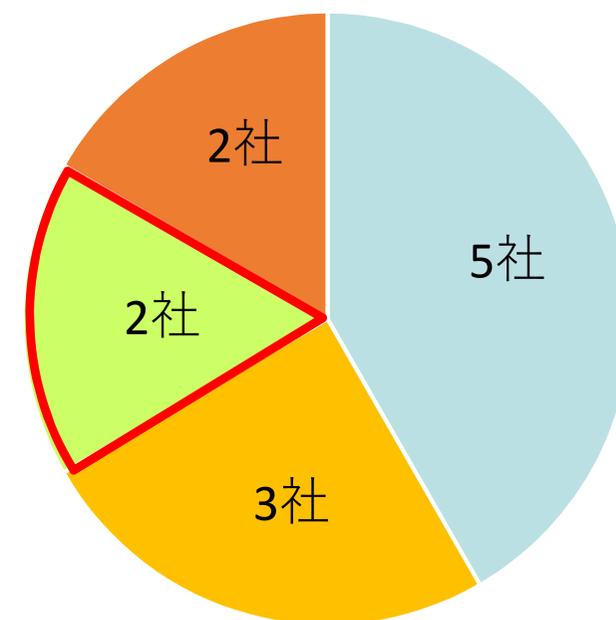


うち1社は、質問3で「6年以降」に契約書を更新すると回答した事業者

【石油】



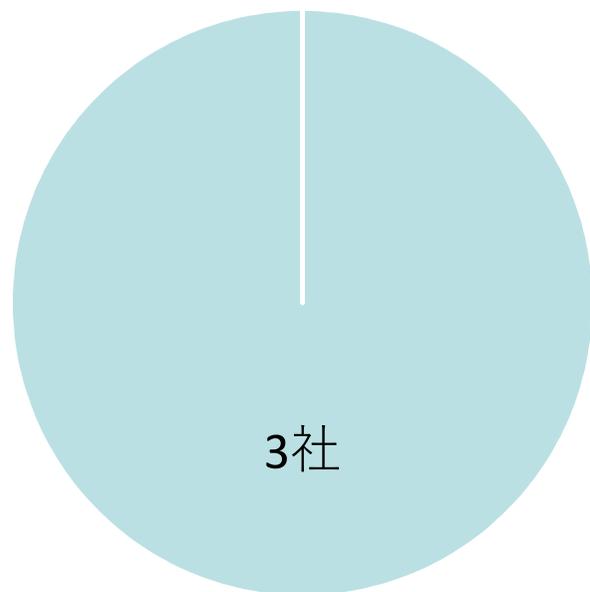
【ケミカル】 (未回答1社)



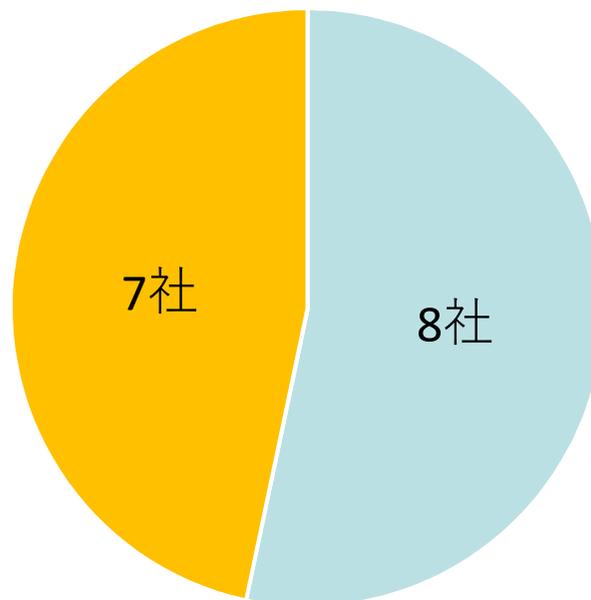
- ①使用している
- ②現在使用していないが使用する予定である
- ③旧海運集会所様式を使用している
- ④従来の契約書で法定記載事項は満たしているので使用する予定はない

【契約内容に関する質問5】(R4.7.1時点で海運集会所新様式を使用している事業者が対象)  
当事者費目について、海運集会所新様式で定められたとおりに契約されていますか。

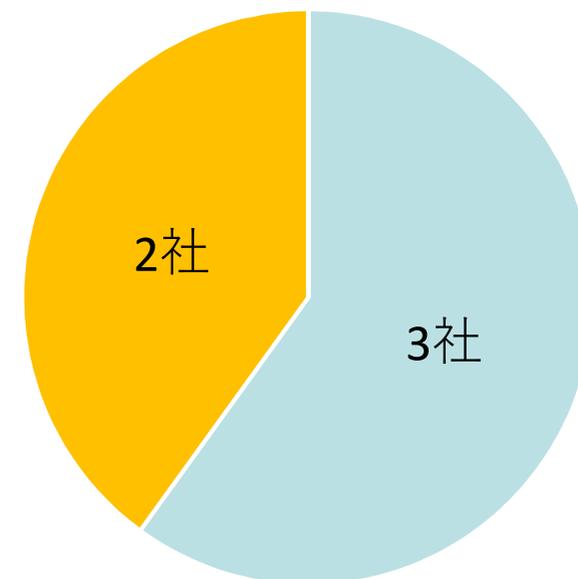
【鉄鋼】



【石油】



【ケミカル】



- ①標準様式通り契約している
- ②標準様式通り契約しているが、特約で負担者を一部変更している
- ③標準様式を一部変更して契約している (負担者が標準様式と異なるものがある)

【契約内容に関する質問6】標準様式から負担者を一部変更し契約している費目はなんですか

## 特約で負担者を一部変更(全8社)

### 例①事業者(ケミカル)

具体的な費目 : **ケミカルタンカーにおける通常のクリーニング費用**  
費用負担 : 用船料に含むこととしている  
そのように定めた理由 : 相手と交渉し、両者合意の上契約

### 例②事業者(石油)

具体的な費目 : ホースの取り付け取り外し費用、その他の船積み荷揚げに関する費用、  
**オーバータイム**、タンク内清掃  
費用負担 : 用船料に含むこととしている  
そのように定めた理由 : 変更を求めたが、**傭船者の合意が得られなかった**

### 例③事業者(石油)

具体的な費目 : **オーバータイム**、タンク内清掃  
費用負担 : 用船料に含むこととしている  
そのように定めた理由 : **相手からの通知**

【契約内容に関する質問7】日本海運集会所標準様式を活用していない事業者について、標準様式から負担者を一部変更し契約している費目はなんですか

## 海運集会所の新様式を今後使用する予定(全10社)

### 例①事業者(鉄鋼)

費用負担が異なる費目：**オーバータイム**に係る費用

そのように定めた理由：**時間管理が難しいため**

## 旧海運集会所の様式を使用している(全4社)

### 例①事業者(鉄鋼)

費用負担が異なる費目：**オーバータイム**に係る費用

そのように定めた理由：取引相手と交渉し、両者合意の上契約

## ○オーバータイムに係る費目

費用をオペレーター・オーナーのいずれが負担する契約であっても、最終的にはオーナーが船員に対し、船員法上、**適切な超過賃金を支払う義務がある。**

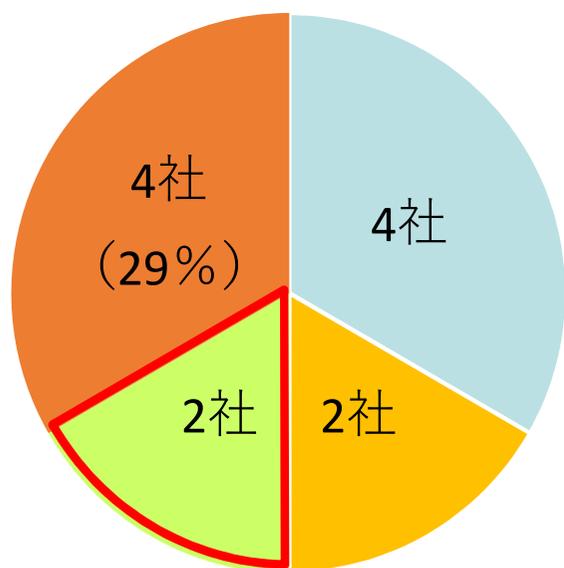
【参考】船員法(昭和二十二年法律第百号)

(割増手当)

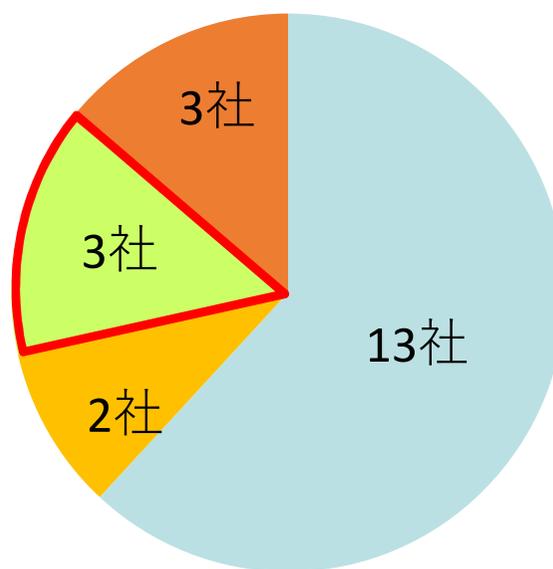
第六十六条 船舶所有者は、第六十四条から第六十五条までの規定により、船員が、第六十条第一項の規定若しくは第七十二条の国土交通省令の規定による労働時間の制限を超えて又は補償休日において作業に従事したときは、国土交通省令で定める割増手当を支払わなければならない。

【運賃・用船料に関する質問8】原価計算に基づく見積書等を用いて協議を実施していますか。

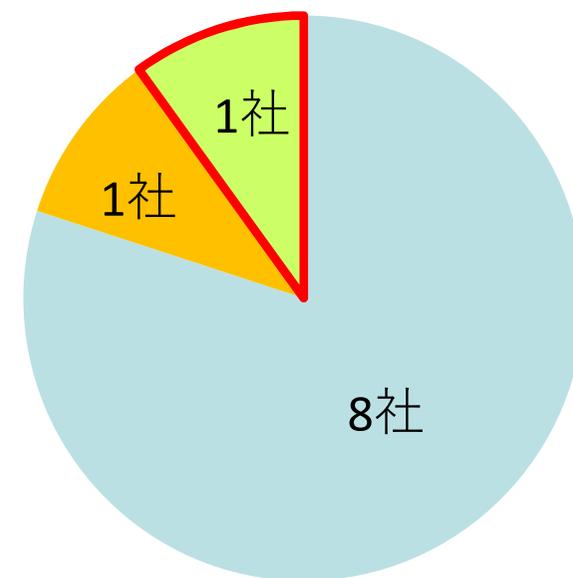
【鉄鋼】 (未回答 2社)



【石油】 (未回答 3社)



【ケミカル】 (未回答 3社)

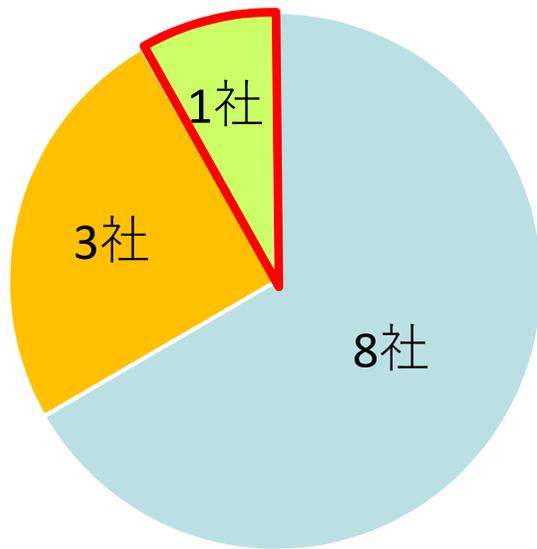


- ①実施している
- ②従来よりタリフ表等に基づいて決めている
- ③相手側から一方的に金額を提示される
- ④その他

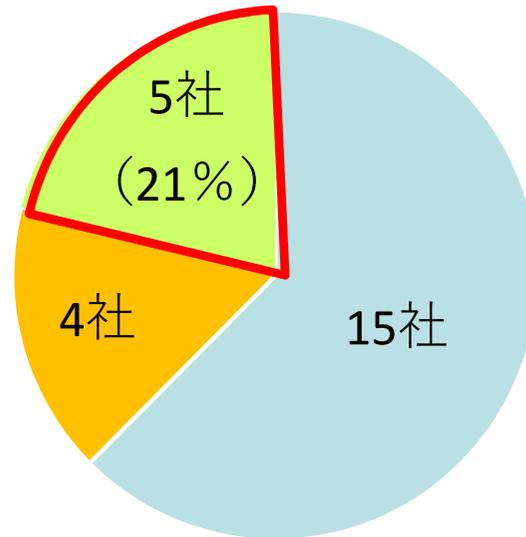
【その他の回答】  
**荷主にコスト負担意識がない** (鉄鋼、石油)  
 元請けオペの立場で、船主に対しては①実施しているが、  
**荷主からは③のケースが多い** (石油)

【運賃・用船料に関する質問9】追加コストが生じる場合に適正な運賃・用船料等が収受できるよう、見直しに向けた改善協議を実施できる関係を構築できていますか

【鉄鋼】 (未回答 2 社)

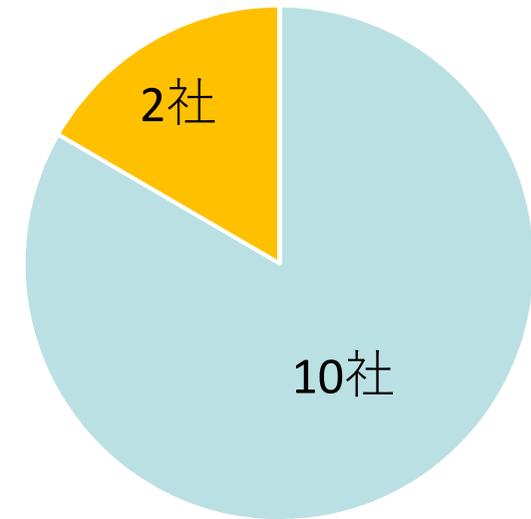


【石油】



【ケミカル】

(未回答 1 社)



【構築できていない理由】

事業者A：荷主は今までもコストに基づく運賃を支払っていない。**交渉しても他のオペレーターは言っていないと回答される** (鉄鋼、石油)

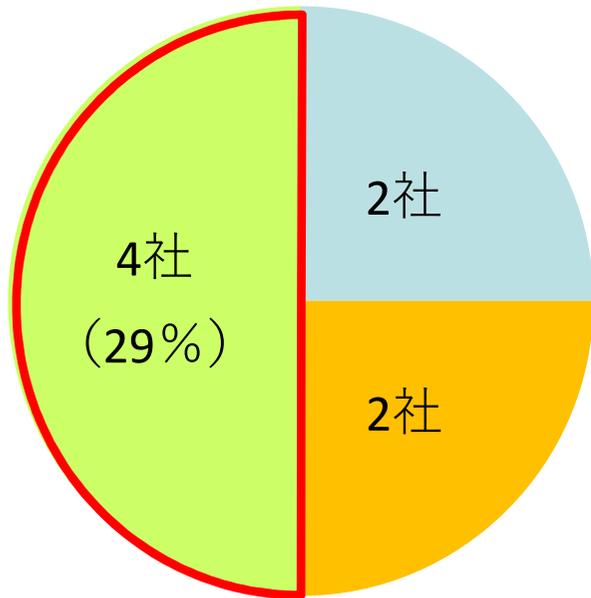
事業者B：**傭船者が強すぎる** (石油)

事業者C：荷主の**協力が得られない** (石油)

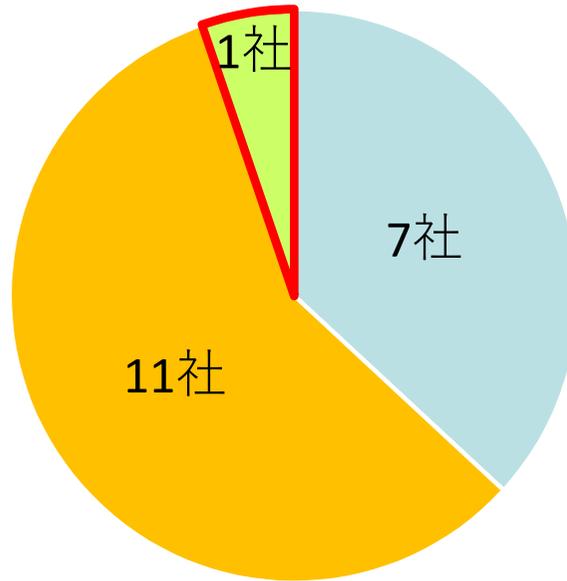
事業者D：未回答 (石油)

【オーナーに対する質問10】労務管理上、運航計画の変更等の必要があるときはオペレーターに意見を述べなければならないことになっていますが、意見を述べていますか

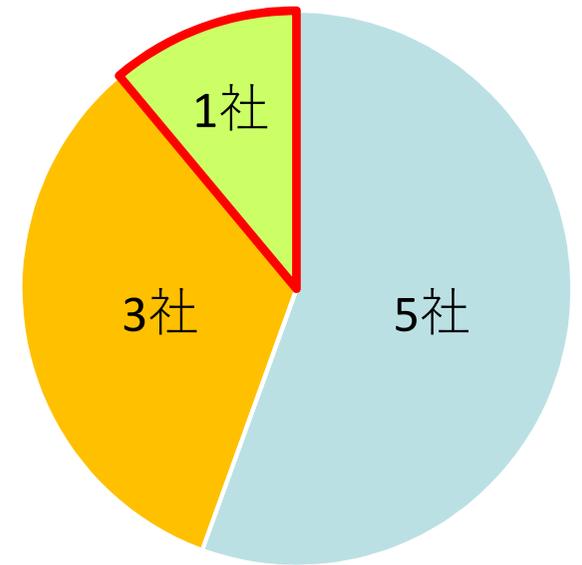
【鉄鋼】 (未回答 6 社)



【石油】 (未回答 5 社)



【ケミカル】 (未回答 4 社)

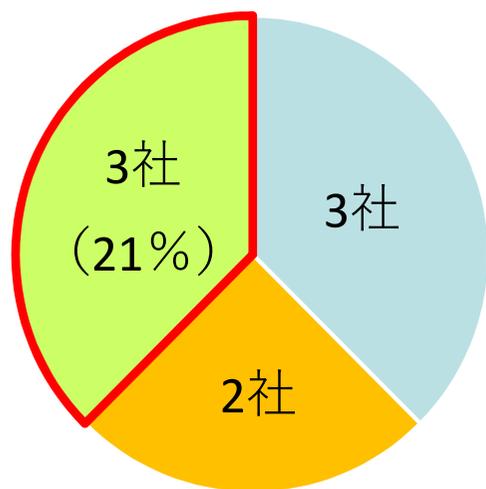


- ①メールや書面にて意見を述べ回答があった
- ②口頭にて意見を述べ回答があった
- ③述べていない

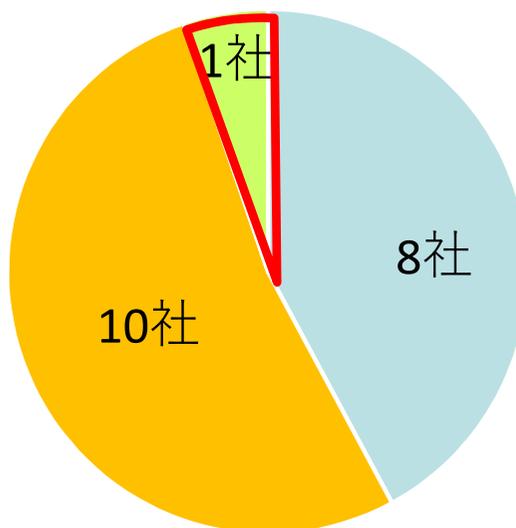
【述べていない理由】  
 ここ最近事例がない (石油)  
 適法な配船を行っている (ケミカル)  
 一会社が言っても変わらないと思うから (鉄鋼)  
 荷動きが悪く、所定時間内に納まっている (鉄鋼)  
 変更の必要が無い (鉄鋼)

【オーナーに対する質問11】オペレーターが作成した運航計画は、船員の労働時間を考慮したものになっていると思いますか

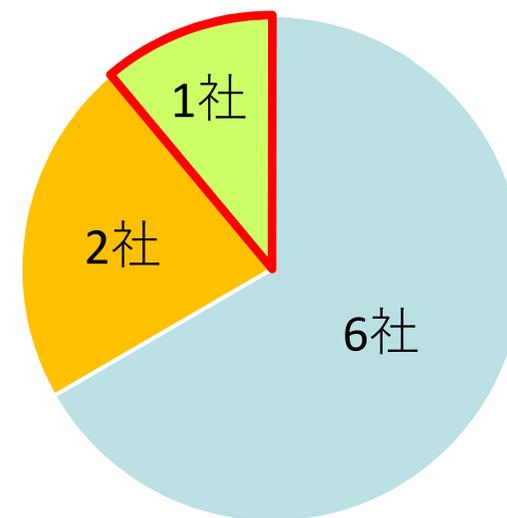
【鉄鋼】 (未回答 6 社)



【石油】(未回答 5 社)



【ケミカル】 (未回答 4 社)



- ①従前から、考慮したものにしている。
- ②法改正以降は、考慮したものにしている
- ③なっていない

【考慮していない理由】

事業者A：荷主の意向が強く反映された配船となっている (石油)

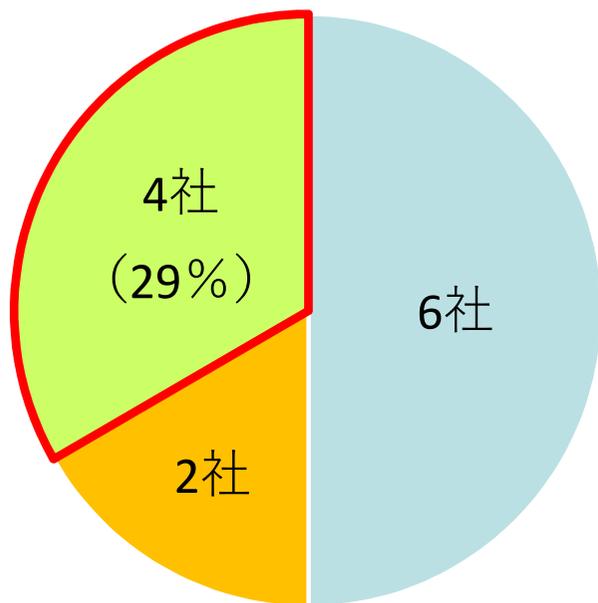
事業者B：前よりは少し良くなって来てるかなと思うが、499総トンの貨物船で同日揚げ積みは幾ら何でも酷すぎる (鉄鋼、ケミカル)

事業者C：荷役がスムーズにいかない為 (鉄鋼)

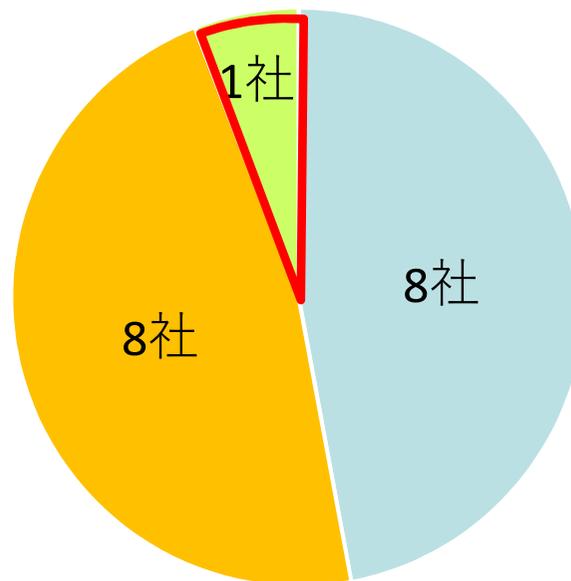
事業者D：荷物を取るのが最優先 (鉄鋼)

【オペレーターに対する質問12】荷主は貴社に対して法令遵守に配慮していると感じますか。

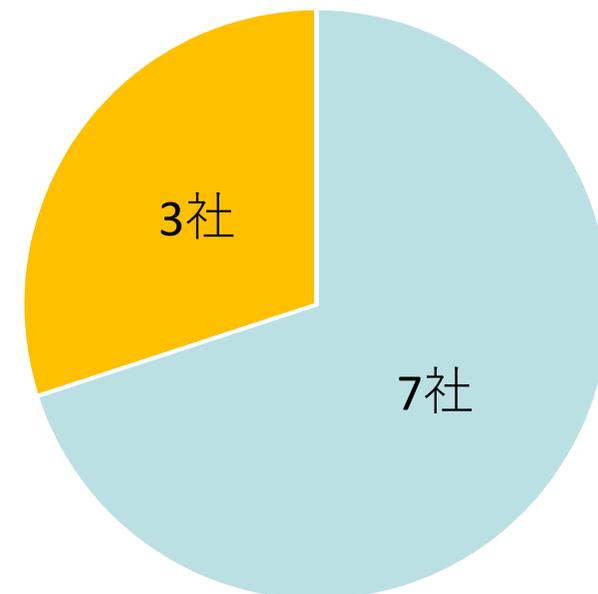
【鉄鋼】 (未回答 2社)



【石油】 (未回答 7社)



【石油化学】 (未回答 3社)



- ①従前から、配慮していると感じている
- ②法改正以後は、配慮していると感じている
- ③感じていない

【法令遵守していないと感じる理由】

事業者A：荷主が法律そのものを理解していない可能性がある (鉄鋼)

## 【契約に関する質問（質問 1～7）】

○全体の約 7～9 割が

・運賃、用船契約を書面で交わしている（45社/51社）

・法定記載事項を記載している（34社/51社）

⇒法施行後、対応に一定の進捗が見られるところ、引き続き法律の浸透を図る必要があるのではないか。

○また、日本海運集会所が定めた契約書の標準様式と、費用負担が異なる費目について

【オーバータイム】を挙げている回答が複数みられた。

⇒オーバータイムに係る賃金については、最終的にオーナーが船員に対し支払義務を負うが、その費用については変動が大きく、オーナー側の事由によらないものもあると思われるため、費用分担について丁寧な協議の推進が必要ではないか。

## 【運賃・用船料に関する質問（質問 8、9）】

○どの業界においても、概ね半分以上の事業者が見積書等を用いた協議を実施している一方、約 1 割が相手側から一方的に金額を提示されるとの回答があった。（6社/43社）

⇒ガイドラインを踏まえた丁寧な協議の推進が必要ではないか。

○追加コストが生じる場合、適正な運賃・用船料等が収受できるよう、見直しに向けた改善協議を実施できる関係を約7割の事業者で構築しており、約2割の事業者で調整中との回答がある一方、うまく協力関係を構築できていないと思われる意見も見られた。

⇒回答した事業者の多くが、関係構築ができるよう事業者間で前向きに取り組んでいる。一方、ガイドラインを踏まえた丁寧な協議の推進が必要ではないか。

## 【オーナーに対する質問（質問10、11）】

○約9割において、オペレーターが作成した運航計画は、船員の労働時間を考慮したものになっていると回答しており、法改正の趣旨が浸透しつつある一方、残りの約1割は考慮していないと回答。

○運航計画の変更等の必要があるときにオペレーターに意見を述べていないと思われるオーナーも存在。

⇒引き続き、改正法の趣旨の浸透とガイドラインを踏まえたオーナーが意見を述べやすい環境づくりが必要ではないか。

## 【オペレーターに対する質問（質問12）】

○さらに、約9割の荷主において法令遵守に配慮していると回答しており、改正法の趣旨が概ね浸透している一方、残りの約1割は配慮していないと回答。

⇒荷主側に対しても引き続き、改正法の趣旨の浸透が必要ではないか。

## 【今後の取組の方向性】

- ・ 協議会及び懇談会の取組として、海事産業強化法が施行され約1年が経過するタイミングで、**さらに法律・ガイドラインの趣旨の浸透を図る**べく、法律の遵守状況、ガイドラインで推奨されている取組等の実施状況及び今後の実施予定等を**「アクションプラン」という形で見える化し、さらなる取組を促すこととしてはどうか。**
- ・ 各事業者に取組についての**アクションプランの作成を依頼**し、荷主及び内航海運業界全体の取引環境改善及び生産性向上に係る取組状況等を把握し、さらなる取組を促すとともに改善が求められる項目については原因を分析し、**課題解決を図っていくこととしてはどうか。**

# アクションプラン事務局ひな型(案)

- 今年4月に公表された「内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン」、「運航計画作成・運用ガイドライン」、「船員の労務管理の適正化に関するガイドライン」、「ホワイト物流推進運動」を元に作成。

No.	荷主編 取組項目	実施している	一部実施している	1年以内に実施予定	備考（実施していない理由や、取組項目以外で実施している内容があれば記載してください。）
1	運賃等は原価計算に基づく見積書等を用いて協議しているか。	○			
2	常にオペレーターの法令遵守に配慮しているか				

No.	オペレーター編 取組項目	実施している	一部実施している	1年以内に実施予定	備考（実施していない理由や、取組項目以外で実施している内容があれば記載してください。）
1	オーナーから運航計画の変更に関する意見があった場合は、オーナーの意見を尊重しているか。	○			
2	着岸時刻、荷役開始時刻の変更が生じる場合には、船舶に速やかに連絡をしているか。				

No.	オーナー編 取組項目	実施している	一部実施している	1年以内に実施予定	備考（実施していない理由や、取組項目以外で実施している内容があれば記載してください。）
1	「労務管理責任者」を選任し、労務管理事務所において、船員の労働時間を適切に管理しているか。	○			
2	運航計画の変更等の必要があると認められる場合、オペレーターに意見を述べているか。				

☆その他の独自の取組があれば記載してください。